

令和2年度 千葉県奨学生募集

☆千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

【申請方法】	在学する学校で申請します。 申請に必要な書類については学校の事務室に相談してください。
--------	--

【資格】	①保護者が千葉県内に住所を有する者。 ②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。 ③経済的理由により修学が困難な者（以下の【経済基準】を参照）。 ④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者。
【経済基準】	親権者の収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める収入基準額以下であること。（以下の〔収入・所得の目安表〕参照）

〔収入・所得の目安表〕

- ※ 給与所得の場合は収入金額（税込み）、営業等所得の場合は収入金額から必要経費を引いた金額。
- ※ 収入は、親権者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の合計。
- ※ 4人世帯の場合、父母・本人・中学生の世帯を想定して算出。
5人世帯の場合、父母・本人・中学生・小学生の世帯を想定して算出。（単位：万円）

区分		平成29年度以降入学者	
		国公立	私立
給与収入	4人世帯	665	735
	5人世帯	784	882
営業等所得	4人世帯	291	340
	5人世帯	376	474

【貸付条件】	連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。
--------	----------------------------------

【貸付月額】	下表から希望額を選んでいただきます。貸付期間中に変更することも可能です。
--------	--------------------------------------

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
貸付月額	10,000 円	10,000 円	15,000 円	15,000 円
	20,000 円	20,000 円	25,000 円	25,000 円
		30,000 円		35,000 円



【貸付期間】	令和2年4月分から正規の修学期間が終了するまで。
---------------	--------------------------

【貸付方法】	生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。 ※初回貸付は審査終了後、4月分から貸付決定月分までを振り込みます。
---------------	---

【返還方法】	貸付終了月の翌月から据置期間（6か月）経過後、規定の年数以内（10～14年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式（無利子）により返還していただきます。
---------------	--

【返還猶予】	<p>大学等に進学、又はその準備中の場合は、その期間返還を猶予する制度があります。 （大学等進学の場合：正規の修学期間。大学等進学準備中の場合：年度更新で通算5年まで）</p> <p>※一定の収入（例：給与所得の場合、年間収入金額 230 万円）を得るまでの間も、返還を猶予できます。</p>
---------------	--

**※返還猶予は「減免(免除)」ではありません。
※返還猶予は申請が必要です。卒業後、自動で猶予されるものではありません。**

申請期限は、令和2年5月11日(月)です。